

2020年4月16日

埼玉縣信用金庫

## 新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けたお客さまの 融資条件変更手数料の免除について

埼玉縣信用金庫（本店：熊谷市 理事長：橋本 義昭）は、2020年4月15日（水）から、新型コロナウイルス感染拡大により直接的・間接的な影響を受け、お借入れの条件を変更されるお客さまの手数料を免除することといたしました。

当金庫では、2月14日（金）より、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けたお客さまを全力でご支援するための「相談窓口」を設置しております。

また、2月18日（火）より「特別支援融資」の取扱いも開始しております。

今回の取組みも、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けたお客さま支援強化策の一環であり、引き続き、お客さまのさまざまなご相談に適切かつ柔軟に対応してまいります。

### 【融資条件変更手数料免除の概要】

対象となるお客さま	新型コロナウイルス感染拡大により直接的・間接的な影響を受けた法人・個人事業者・個人のお客さま
対象となる手数料	お借入れの返済条件変更時の手数料
対象期間	2020年4月15日（水）～2020年6月30日（火）

※個人のお客さまは住宅ローンが対象となります。

本件のお問合せ

埼玉縣信用金庫 地域創生部：大澤 総合企画部：山田

電話：048-526-1111 URL：<http://www.saishin.co.jp>